

三原市立田野浦小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、教職員が同一の基準で指導にあたるためのものである。

第2章 学校生活に関すること


(服装)

第2条 衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、華美にならないよう、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。

(1) 学校が定める服装

★平成30年度以前入学の児童は、これまで通りだが、希望者は標準服の着用可

★平成31年度1年生から標準服を導入（制服ではなく標準服とし、服装に幅をもたせる）

標準服	色の基準	その他の基準
上着	紺	○イートン (シングルでもダブルでも可) 
ポロシャツ	白(無地)	○半袖または長袖で襟のあるもの ○Tシャツ、タートルネック等は不可 ○柄物・ライン入りは不可 (下着は、ポロシャツからはみ出さないように、またポロシャツは、ズボン・スカートの中に入れて着用する。)
ズボン 又は スカート	紺(黒)	○ズボンの長さはひざ丈まで、またスカートの長さはひざ丈でプリーツの吊りスカートとする。(どちらも上着と同様の素材のもの) ○柄もの・ライン入り・装飾は不可 ○長ズボンおよびタイツ・レギンス・スパッツ等を着用する場合、色は紺か黒とし、柄物・ライン入りは不可 ○キッズベルト(バックルなしの物)は可
セーター カーディガン ベスト (着用は自由)	紺・黒	○襟元はVネックまたはクルーネックとする ○材質はニット製を基本とする ○ワンポイントは可、柄物・ライン入りは不可 ○フード付きは不可
ソックス	白・紺・黒	○丈は、くるぶしより下は不可、ひざより上も不可 ○柄物、ライン入りは不可
靴	指定なし	○厚底やくるぶしが隠れるもの等、運動に適さないものは不可
上靴	白	○靴底・つま先部分も白 (違う色で、すでに購入している場合は次回から白とする)
帽子	指定なし	○安全のため着用

※名札を左胸に着用する。(名札は学校で保管し、着脱は各教室で行う。)

- ・授業中は、ジャンパーやコート等の防寒着は着用しない。
- ・上着の上から防寒着を着用してもよい。
- ・フードのある服を着用する場合は、フードを頭にかぶらない。

(2) 体操服

- ・赤白帽子を着用し、体操服の上着はズボンの中に入れる。
 - ・寒冷時等、体調に合わせてジャージや長ズボンなど体育用の服装を着用してもよい。
(パーカーやひもがついた服装は不可)
 - ・長袖の服(シャツ等)の上から半袖の体操服を着ない。長袖の体操服は可。
 - ・体操ズボンの下にレギンスやスパッツ、タイツを履かない。
- 既定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。

(3) 水着

- ・紺色のスクール水着を着用する。(名前の布を後ろに縫い付ける)

(4) 水泳帽

- ・学年ごとに指定された色の帽子をかぶる。
入学年度 H29:ピンク H30:黄緑 H31:緑 R2:水色 R3:黄 R4:赤

(5) 靴下(標準服ではない学年)

- ・丈は、くるぶしより下は不可、ひざより上も不可。

(6) 手袋・ニットの帽子・ネックウォーマー・マフラー

- ・冬季は登下校時に着用してもよい。なお、マフラーは安全のため上着の中に入れる。
- ※ただし、学校では着用しない。

(7) 身だしなみ

- ・化粧、マニキュア、ペディキュア、まゆ毛を剃ることは禁止する。ミサंगा、ブレスレット、イヤリング、ピアス等の装飾品も禁止する。

(頭髪)

第3条 清潔かつ自然な髪型を大切にし、学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようにさせる。禁止の髪型をした児童には、保護者へ直すことを依頼する。

(1) 髪型

髪型	前髪が目にかかる場合は、ピンでとめる。(ピンは2本まで可、色は黒) 髪が肩にかかる場合は、ゴムでとめる。(色は黒・紺・茶) 耳と耳を結ぶラインより下で結ぶ。ハーフアップは不可。 カチューシャ、シュシュ、リボン、パッチン止め等は禁止する。 おだんごにしない。
禁止の髪型	毛染め、パーマ、モヒカン刈り、ラインの入った刈り上げ、段になった刈り上げ(ツブブロック)、著しく左右の髪の長さが違う髪型、部分(前髪、横髪、後髪、頭頂部)によって全体と著しく髪の長さが違う髪型

(校舎内外での生活)

第4条 校舎内外での生活については、良い習慣が身に付くよう、指導の徹底を図る。

【廊下・階段での安全歩行】

- ・右側歩行をする。
- ・授業中に教室移動をする場合は、他の学級の迷惑にならないように黙って歩く。

【文化ホール・図書室の使い方】

- ・文化ホールや図書室を使用する場合は、シューズのまま入室する。
- ・文化ホールや図書室は、学習をしたり読書をしたりする場所であるので、騒いだり走ったりしない。

【児童の遊び場所】

- ・朝休憩、大休憩、昼休憩の遊び場所は、校舎南側の運動場。
- ・駐車場や校舎の東側(アスファルト部分)、廊下や階段、体育館横通路(犬走り)、花壇とフェンスの間、体育館の裏側、運動場南側フェンスと塀の間、体育館北側と家庭科室の間では遊ばない。

(登下校)

第5条 交通ルールとマナーを守り、安全に注意して登校する。学区児童会等で登校班ごとに登校の仕方について振り返り、改善を図らせる。改善が見られないときは、登校班で話し合いを行い指導する。

- (1) 道路に広がって歩かず、2列以内で歩く。
- (2) 決まった通学路を通して登下校する。(特別な理由がない限り、歩いて登下校する)
- (3) 遊びながら歩いたり、寄り道をしたりしないで登下校する。
- (4) 外傷防止や安全確保のため、ポケットに手を入れたり耳当てをしたりして歩かない。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第6条 登校・遅刻・欠席・外出等については次のことを指導し、望ましい生活習慣をつけるために、登下校等に関する規定を定める。

- (1) 登校時刻は、7時45分から8時15分とする。
- (2) 完全下校は、15時50分とする。
※下校が遅くなる場合は、事情を担当が家庭に連絡する。
- (3) 欠席および遅刻する場合は、保護者が集合時刻までに登校班の班長に伝える。また、保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。遅刻して登校した児童は、職員室に報告して教室に行く。
- (4) 早退することが事前にわかっている場合は、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を学校に連絡する。
- (5) 体調不良等で早退する場合は、学校から保護者に連絡し、保護者に迎えに来ていただく。
- (6) 登校後は校外に出ない。また忘れ物をしても取りに帰ることはしない。

(持ち物)

第7条 学校には、教科書や学習用品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。

- (1) 持ち物には必ず名前を書く。
- (2) 1年生から3年生は箱型筆箱、4年生以上は袋型またはファスナー付きの筆箱も可とする。
- (3) 筆箱の中身は、次の通りとする。
鉛筆5本、赤鉛筆(1年生)、赤青鉛筆(2年生から4年生)
赤青ボールペン(5・6年生)※学習に使う目的で、もう1色のボールペンを持参可とする。
消しゴム(白)、名前ペン、15cmのものさし(透明で目盛りがわかるもの)
その他、必要なものについては、担当が指示する。
- (4) 下敷きは無地のものを使う。
- (5) お道具箱の中身は、原則、次の通りとする。
色鉛筆、はさみ、のり、クレヨン
- (6) 次のものについては禁止する。
缶製の筆箱、シャープペンシル、ロケットペンシル、折りたたみ式のものさし、修正テープ、修正液、お金、漫画、玩具、ゲーム類、お菓子、装飾品、その他学校での学習活動に必要なもの。
- (7) ランドセルや手提げかばん等に、飾り(キーホルダーやお守りなど)をつけない。
- (8) 飲み物として、水筒にお茶を入れて持参してもよい。
- (9) マスクを着用する。

携帯電話を持参したい場合、保護者は、学校長に「校内への携帯電話持ち込み許可申請書」を提出し、許可を受けなければならない。申請書は、毎年提出して更新しなければならない。
携帯電話は、学校内では指定の場所に保管し、児童が保持することはできない。規定に違反する行為があった場合は、持込を直ちに禁止する。

第3章 校外生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容を記載し、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導するものである。

(遊び)

第8条 校外でも安全な生活を送るために、遊ぶときのルールや決まりを定め、学期はじめ、学期末に一斉指導または学級指導を行う。

- (1) 外出するときは、「行き先」「帰る時刻」を家の人に伝えて出かける。
- (2) 3月から9月は18:00、10月から2月は17:00までに帰宅しておく。
- (3) 保護者が留守の家では遊ばない。
- (4) 友だち同士で金品・ゲーム等の貸し借りや、おごったりおごられたりのやり取りはしない。
- (5) 友だち同士で、物をもらったりあげたりしない。また交換もしてはいけない。
- (6) 子どもだけで店に入らない。必ず保護者同伴で行き行動を共にする。
- (7) 子どもだけで校区外へ行かない。
- (8) 子どもだけで川や海へは行かない。
- (9) 火遊びや危険な遊び、人に迷惑をかけることはしない。
 - ・エアガンの使用や、道路でのJボードやスケートボードの使用を禁止する。
 - ・グレーチングの上をジャンプしたり、かさなどで音を出したりする行為も禁止する。
- (10) 知らない人に声をかけられても、絶対についていけない。

(交通安全)

第9条 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の正しい乗りを指導する。

- (1) 左右をよく見て横断歩道を渡る。
- (2) 信号が青になってもすぐ渡らず、左右をよく見て渡る。
- (3) 斜め横断や飛び出しは絶対にしない。
- (4) 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用し、あごひもをとめる。
- (5) 左端を一列で通行する。二人乗りや片手運転をしない。
- (6) 自転車をとめるときは、人の迷惑にならないような場所にとめる。
- (7) 横断歩道や信号機のない道路を渡る時、自動車が通行するため一時停止している場合は、自動車が通過してから左右をよく見て渡る。

第4章 特別な指導に関すること

(生徒指導の充実)

第10条 教職員が、生徒指導の三機能を生かした教育活動を実施することによって、問題行動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の育成
- (2) 共感的人間関係の育成
- (3) 自己決定の場を与える

(特別な指導を実施するにあたって)

第11条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたって、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。また、この機会に学力の補充を行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録に残し、生徒指導主事に提出する。
- (4) 法規・法令に違反する行為、いじめ、暴力行為(対教師暴力を含む)を行った場合は、警察・

三原市教育委員会・こども家庭センター等の諸機関と連携をとる。

(5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達段階も考慮して効果的に行う。

(問題行動への特別な指導)

第12条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法規・法令に違反する行為
 - ① 飲酒，喫煙
 - ② 対教師・児童への暴力，威圧・強要行為
 - ③ 器物損壊
 - ④ いじめに関係している場合
 - ⑤ 窃盗，万引き
 - ⑥ 携帯電話やインターネットにより他人の誹謗中傷や名誉毀損
 - ⑦ 家出および深夜徘徊
 - ⑧ その他，法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則等に違反する場合
- (3) 指導に従わないなどの指導無視および暴言
- (4) その他，学校が教育上指導を必要であると判断した場合

(反省指導の方法)

第13条 特別な指導のうち，本校の定める反省指導の段階は，次の通りである。

第1段階—本人への説諭，事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡

第2段階—第1段階の指導を踏まえた保護者との面談

第3段階—第2段階の指導を踏まえた学校からの懲戒（別室反省指導・授業反省指導等）

※段階指導の途中で問題行動を起こした場合は，その次の段階の指導を行う。

(反省指導の実施)

第14条 反省指導は，原則として学校反省指導とする。学校反省指導は，登校後に行う別室反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省期間中にあるテスト等は，別室で行う。
- (2) 反省期間中にある学校行事や校外諸行事への参加は，別途協議する。
- (3) 授業中および家庭での過ごし方を記録し，学校，保護者が連携をする。
- (4) 保護者参観による授業参観指導においても改善が見られない児童には，再度協議し決定する。

(学校反省指導の指導)

第15条 別室反省指導の期間は，概ね1日から3日とし，授業反省指導の期間は，概ね3日から5日とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(再発防止の指導)

第16条 再発防止のために，問題行動発生日から1週間後，1ヵ月後，3ヵ月後に特別な指導を行い，指導記録に残す。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

(授業妨害への指導)

第17条 騒ぐ・暴言・許可なく教室を退出する等で他の児童が落ち着いて学習できないようなことを行い，指導に従わない場合は，生徒指導主事・学年主任等に連絡し，指導する。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により，指導期間は変更することがある。

(窃盗・万引き・校内のものがなくなった場合などについての指導)

第18条

- (1) 事実が発覚した場合は事実を確認し、該当児童を指導する。
- (2) 事案により保護者と本人で相手の家または商店等に行き、謝罪・弁償をしていただく。
- (3) 場合によっては、警察・こども家庭センター等、関係機関との連携を図る。
- (4) 状況により、別室で特別な指導を行う。
- (5) 必要に応じて、児童全員から情報を集めることもある。
- (6) 場合によっては、保護者の来校を求めることもある。

第5章 その他

(携帯電話やスマートフォン等について)

携帯電話やスマートフォン等でのウェブ機能やメール機能，SNS等は使用させない。

やむなく家族のものを使用させる場合は，その使用方法，管理等については，保護者の責任のもととする。

ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては，学校では対応しかねるため，警察や専門機関に対応を求めることとする。

(附則)

この規程は，令和5年1月13日より一部改正，令和5年2月1日施行する。